

レース競技開催規定

2025年3月27日制定

2025年5月1日施行

第1章 総 則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）はレース競技の健全な発展を図るため、JAF公認のレース競技に適用するためのレース競技開催規定を定める。

第2章 レース競技の定義および種別

第1条 レース競技の定義

国内競技規則2-16に規定された競技。

第2条 レース競技の種別

レース競技には、次の種類がある。

1. スプリントレース
2. 耐久レース

第3章 競技会に関する規定

第3条 競技会の格式およびオーガナイザーの開催資格

国内競技規則および同細則「自動車競技の組織に関する規定」に定める通りとする。

第4条 競技役員の構成

競技会の役員構成は、国内競技規則10「競技役員」に従った構成とする。

第5条 競技会の登録

競技会を開催しようとするオーガナイザーは、「国内スポーツカレンダー登録規定」および／または「日本レース選手権規定」に従ってJAFにスポーツカレンダーの登録申請を行うこと。

第6条 組織許可

オーガナイザーは、「自動車競技の組織に関する規定」、「公認競技会開催の手続きについて」および／または「日本レース選手権規定」に定める期日までに、所定の申請方法により競技会特別規則書の原案他、必要書類を添えて競技会組織許可申請をしなければならない。

第4章 参加に関する規定

第7条 参加資格

1. 許可証所持の義務

JAFの組織許可のもとに行われるレース競技会に競技運転者、競技参加者として出場する、または公認審判員として役務に従事しようとする者は、すべてJAFが発給する許可証を所持していなければならない。（クロズド競技会は国内競技規則8-1の通りとする。）

2. 許可証の種類と有効な競技会

競技運転者許可証は国内A以上とし、詳細は「J A F スポーツ資格登録規定」に規定される。国際格式競技については、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項に基づく。

なお、日本選手権については、「日本レース選手権規定」に定める。

第8条 参加車両

本競技に参加できる車両は次の通りとする。

1. 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項に従った車両。
2. 国内格式競技以下：J A F国内競技車両規則に従った車両。

第9条 参加手続

オーガナイザーは国内競技規則4-1 1～2 3に従い、参加手続きを適切に行わなければならない。

オーガナイザーが、J A F以外のA S Nが発給した競技許可証所持者の国内競技への参加を認める場合には、国内競技規則2-1 1に従うこと。

第5章 保 険

第10条 保険の義務

オーガナイザーおよび競技参加者は、第11条に定める保険を付保しなければならない。国内格式競技以下の競技会において、競技運転者が参加者を兼ねる場合も同様とする。

第 11 条 保険の条件

「自動車競技の組織に関する規定」第 8 条に従い、必要な保険に加入しなければならない。

第 6 章 競技運営に関する規定

第 12 条 競技車両の変更

参加申込正式受理後の車両変更については、競技会特別規則もしくはシリーズ規則にその扱いを明記すること。

第 13 条 競技運転者の変更

競技会特別規則もしくはシリーズ規則に規定されている場合にのみ許される。プログラム発行後においては、競技会審査委員会の承認を必要とする。
(国内競技規則 8-12)

第 14 条 車両検査

1. 車両検査

オーガナイザーは、競技に先立ち参加する競技車両が車両規則に合致していることを検査すること。

2. 車両保管

国際モータースポーツ競技規則第 2 条 5 に準拠して運用すること。詳細は、競技会特別規則もしくはシリーズ規則に明示すること。

第 15 条 ブリーフィングおよびミーティング

オーガナイザーは競技参加者および運転者に対して、競技上の注意点や安全講習を行う時間を設定すること。

競技参加者および運転者は、必ず出席しなければならない。

WEB等リモート形式で実施する場合は、競技会特別規則等にその詳細を明示すること。

第16条 最大決勝出走台数

コース許可証に規定される台数を最大出走台数とする。

第17条 プラクティス

プラクティスは、フリー走行と公式予選で構成される。

プラクティスの実施方法は、競技会特別規則もしくはシリーズ規則に明示すること。

第18条 スターティンググリッド（スタート位置）の決定方法

スターティンググリッドの決定方法は、競技会特別規則もしくはシリーズ規則に明示すること。

第19条 スタート

1. スタートの方式は、国内競技規則6「スタートおよびヒート」に定められた次のいずれかとする。

1) スタンディングスタート

2) ローリングスタート

※ 競技の安全管理上必要な場合には、競技長は、国際モータースポーツ競

技規則付則H項2. 10に従い、セーフティカー後方からのスタートを選択することができる。

2. スタートの合図

スタートの合図（信号灯）は、国際モータースポーツ競技規則付則H項2. 5. 6に準じたものとする。

3. スタートライン

スタートのラインと計時計測ライン（コントロールライン）が異なるサーキットでは、適切な方法で競技参加者および運転者へそれを周知すること。

第20条 計 時

計測は、公認サーキットに設置された自動計測装置を使用する。

1. 自動計測機器は、少なくとも1/100 秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
2. ストップウォッチ等を使用して、バックアップ体制をとることが望ましい。この場合、2個以上で少なくとも1/100 秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。
3. レース中断の間は、自動計測装置を停止してはならない。

第21条 リタイヤ

1. ピットでのリタイヤやコース上でのリタイヤなどで動けなくなった場合は、何らかの意思表示を行い、競技役員に届け出ること。
2. トラック上で何らかのトラブルにより停車する場合、競技運転者はガードレール車両引き込み開口部等、極力安全な場所に停車するよう努めるこ

と。

第 2 2 条 順位の決定

順位の決定方法は競技会特別規則もしくはシリーズ規則に明示すること。
なお、以下事項を含めること。

1. 順位認定を受けるための完了周回数。
2. トラック上／ピットレーン上でのチェッカーフラッグの受領を必須要素とするか、否か。

第 2 3 条 信号表示

国際モータースポーツ競技規則付則H項 2. 5「信号」に基づき、ロードの管制において競技長（あるいは副競技長）とマーシャルポスト要員は、ドライバーの安全に寄与し、諸規則を施行するために常に信号を使用する。

競技運転者は、自己および他の競技者、また現場で役務に当たるオフィシャルの安全確保のため、常にこの指示を遵守しなくてはならない。

1. 旗による信号

信号は、それぞれに異なった色彩の旗および／ボードで行われ、以下 2 の通り、灯火（ライトパネル）によって補助、あるいは置き換えることができる。

2. ライトパネルによる信号

- 1) 旗信号とライトパネル信号の優先順位を明確にすること。
- 2) ライトパネルを優先する場合は、JAFが別途定める「ロード管制のためのライトパネル信号運用ガイドライン」に準じた運用とし、その内

容を公式通知等で公示すること。当該競技に特に適用する運用がある場合には、これに含めること。

第24条 レースの中立化と中断

1. レースの中立化（非競技化）

1) セーフティカー

国際モータースポーツ競技規則付則H項2. 10に従い運用すること。

2) その他の方法を行う場合

競技会特別規則もしくはシリーズ規則に詳細な手順を明示すること。

2. 赤旗による競技の中断とその再開方法

競技会特別規則もしくはシリーズ規則に詳細な手順を明示すること。

なお、以下の事項を含めること。

1) 赤旗提示時の競技車両の停止場所。

2) 当初のスタートを無効とする、中断の合図が出された周回数。

（再スタート）

3) レースを一時中断し再開を行う、中断の合図が出された周回数。

レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果が、第1ヒートの結果として採用される。

4) レース成立とする、中断の合図が出された周回数。

レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果がレース結果として採用される。

第25条 レースの成立

レースの成立要件は、以下を含み、競技会特別規則またはシリーズ規則に明記すること。

1. 最少決勝スタート台数。
2. 不可抗力によりレースが中止された場合のレース成立周回数。
3. レース結果は、中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果が採用される。

第7章 参加者および運転者の遵守事項

第26条 秩序の維持

競技参加者および競技運転者は、国内競技規則4-15により誓約した内容を遵守し秩序ある行動をとること。

他者に不快感や屈辱を与えると合理的に予想される脅迫的、敵対的、攻撃的な行為は厳に慎まなければならない、当該行為が確認された場合、国内競技規則11に拠る罰則の対象となる。

第27条 ドライブ行為の規律

競技運転者は、常にサーキットにおけるドライブ行為に関する国際モータースポーツ競技規則を遵守しなければならない。

第28条 健康管理カードの所持の義務

競技に参加しようとするドライバーは、各自の健康管理カードを所持し、オーガナイザーから要求された時は、これを提示しなければならない。国際

格式競技の場合は、国際モータースポーツ競技規則付則L項に従ったメディカルサーティフィケートを所持し、オーガナイザーから要求された時は、これを提示しなければならない。

第29条 装備品

JAF国内競技車両規則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従った装備品を身につけなければならない。国際格式競技については、国際モータースポーツ競技規則付則L項に従うこと。

第8章 サーキットに関する規定

第30条 サーキット

レース競技を行うコースは、FIAまたはJAFの公認を必要とする。コースの公認については、「JAF国内サーキット公認に関する規定」に従うこと。国際格式コースについては、国際モータースポーツ競技規則付則O項およびFIAガイドラインに従うこと。

第9章 救助・医療に関する規定

第31条 救助と医療の提供

オーガナイザーおよび／またはサーキットは、国際モータースポーツ競技規則付則H項2.6から2.9に準じて、役務に必要な装備・設備を準備するものとする。

第 10 章 抗 議

第 32 条 抗議の方法と取扱い

抗議の方法およびその取扱いについては、国内競技規則第 12 章に従うものとする。

第 11 章 控 訴

第 33 条 控訴の準拠する規則

控訴の方法およびその取扱いについては、国内競技規則第 13 章に従うものとする。

第 12 章 本規定の適用・施行

第 34 条 本規定の特例

やむを得ない事情により本規定を適用できない場合、JAF がその措置を決定する。

第 35 条 本規定の施行

本規定は、2025 年 5 月 1 日より施行する。

レース開催規定の補足事項・ガイドライン

第1項 抗議・控訴手続きにおける競技運営

1. 時間管理

抗議および控訴が発生した場合は時系列の管理を徹底し、国内競技規則（国際格式競技については国際競技規則）に則り手続きを行う必要がある。

これにより、以下の事項を明確に管理（記録）運用することを強く推奨する。

- 1) 暫定結果発表時刻
- 2) 抗議受付時刻
- 3) 抗議提出に関するヒアリング時刻（開始・終了）
- 4) 被抗議人へのヒアリング時刻（開始・終了）
- 5) 抗議への裁定決定時刻
- 6) 抗議人への申し渡し時刻
- 7) 抗議結果の公式通知発表時刻
- 8) 控訴受付時刻
- 9) 控訴提出による成績保留公式通知発表時刻
- 10) 控訴が無かった場合の正式結果発表時刻

2. 控訴が提出された場合の競技結果

控訴の裁定結果によっては競技結果に影響を与える可能性があるため、控訴時には暫定結果として取り扱い、正式結果を発表はしてはならない。

第2項 ロード管制のためのライトパネル信号運用ガイドライン

J A F 公式ウェブサイト (<https://motorsports.jaf.or.jp/>) にて公示する。

以上